

# 科学研究費助成事業（科研費）等について



令和3年3月1日

研究振興局 学術研究助成課長 先崎卓歩



文部科学省

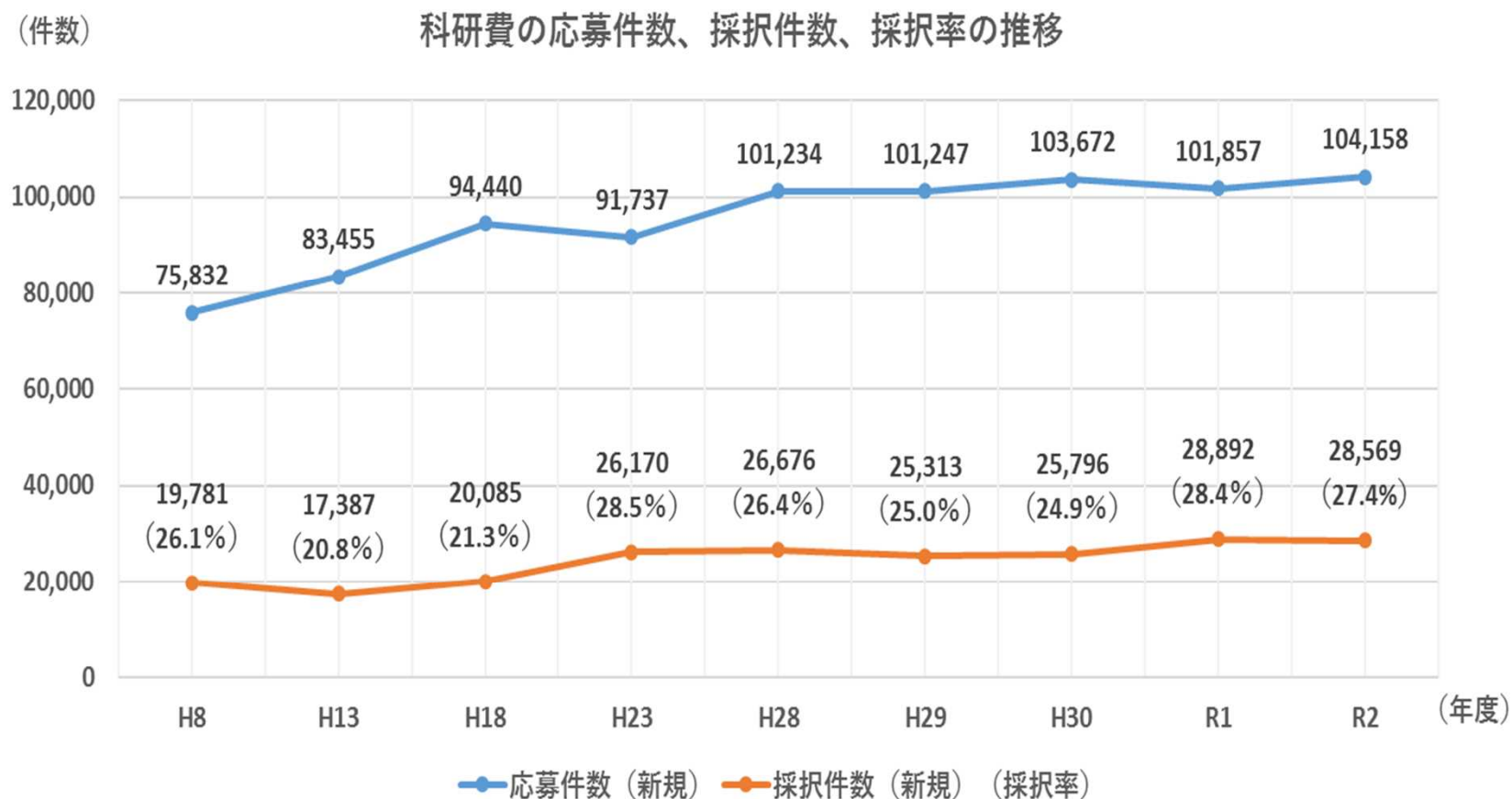
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 1. 科研費の概要及び令和3年度予算案

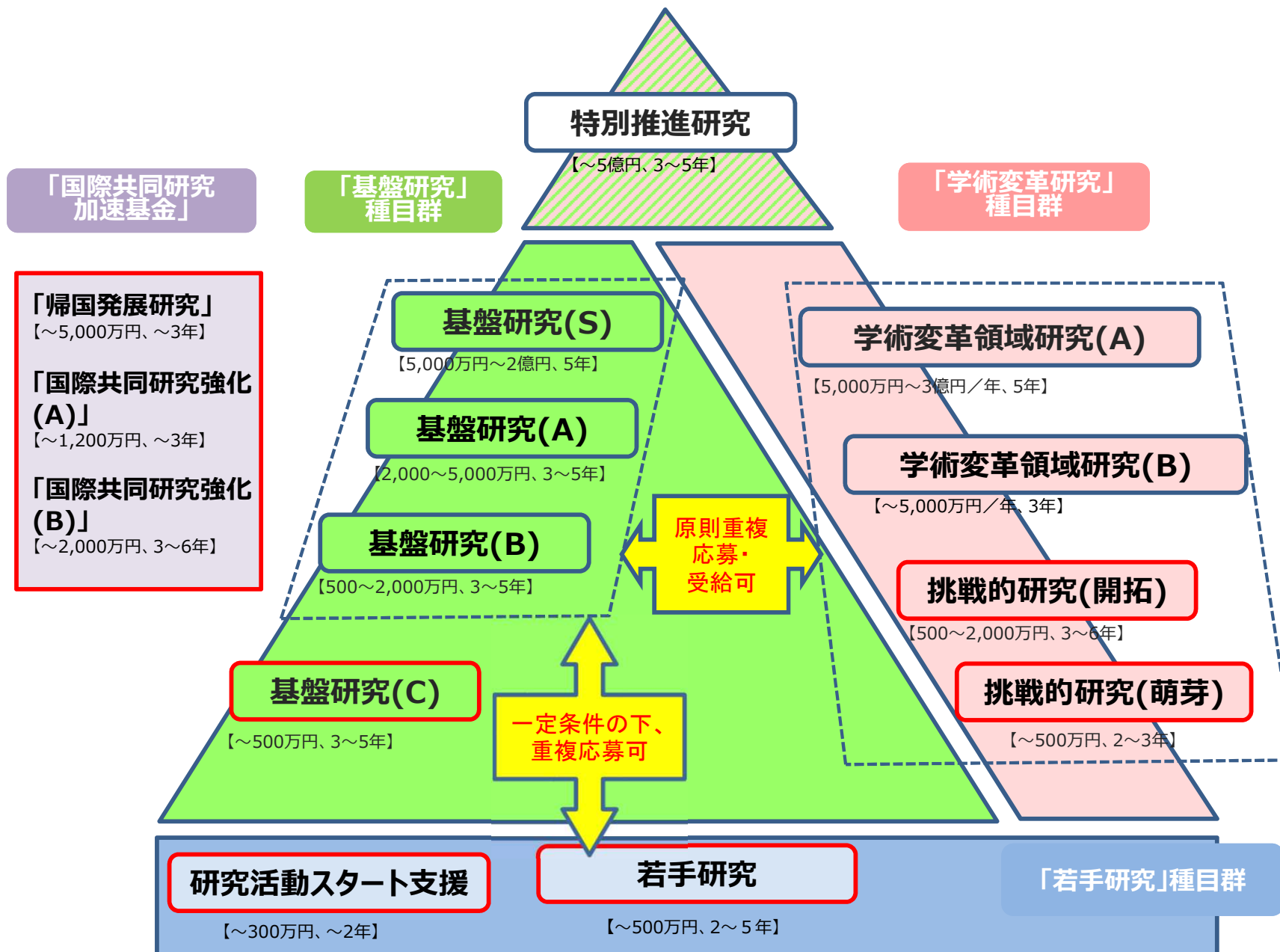
# 科学研究費助成事業(科研費)の概要

- ◇ 科学研究費助成事業(科研費)は、科学の全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(大学等の研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とする唯一の競争的資金
- ◇ 大学等の研究者に対し広く公募の上、応募課題について複数の研究者(7,000人以上)が審査するピアレビュー(研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者による審査)により厳正に審査を行い、研究費を支給
- ◇ 予算規模は2,377億円(令和3年度予算案)
- ◇ 科研費全体で
  - ・ 新規応募約10万件に対し、採択は約2.9万件
  - ・ 継続課題と併せて、年間約8.3万件の研究課題を支援(令和2年度)





# 科研費の各研究種目の役割及び全体構成等



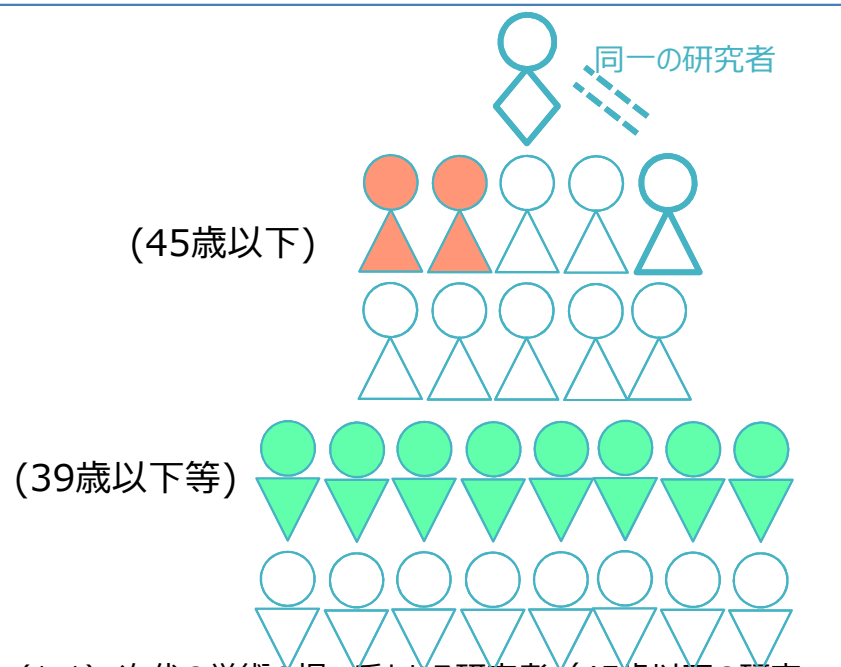
※赤枠で囲まれた種目は基金化種目

# 「学術変革領域研究」について

「学術変革領域研究」は、次代の学術の担い手となる研究者の参画を得つつ、多様な研究グループによる有機的な連携の下、様々な視点から、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導することなどを目的として令和2年度に新たに創設。

## 学術変革領域研究（A）の研究領域構成のイメージ

多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究。

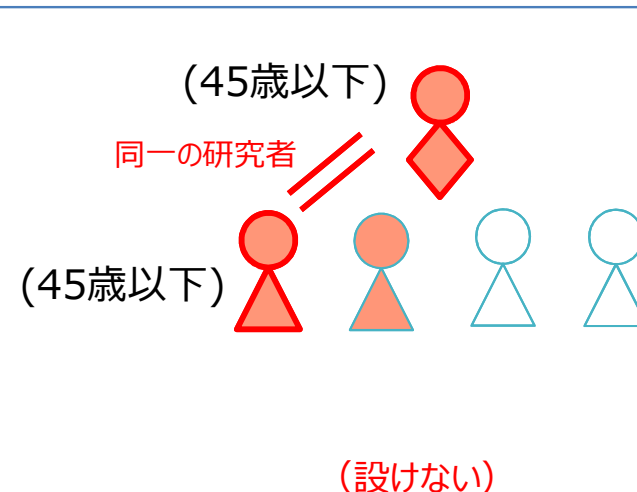


- (1-1) 次代の学術の担い手となる研究者（45歳以下の研究者）を研究代表者とする計画研究（総括班を除く）が複数含まれること
  - (1-2) 公募研究の総採択件数の半数程度が若手研究者（博士の学位を取得後8年未満又は39歳以下の博士の学位を未取得の研究者）となるよう若手研究者を積極的に採択
  - (2) 5,000万円～3億円程度（1研究領域／年）
- ※ 真に必要な場合は応募上限額を超える申請も可能

(3) 5年間

## 学術変革領域研究（B）の研究領域構成のイメージ

次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の（A）への展開などが期待される研究。



(1) 領域構成

(2) 応募金額

(3) 研究期間

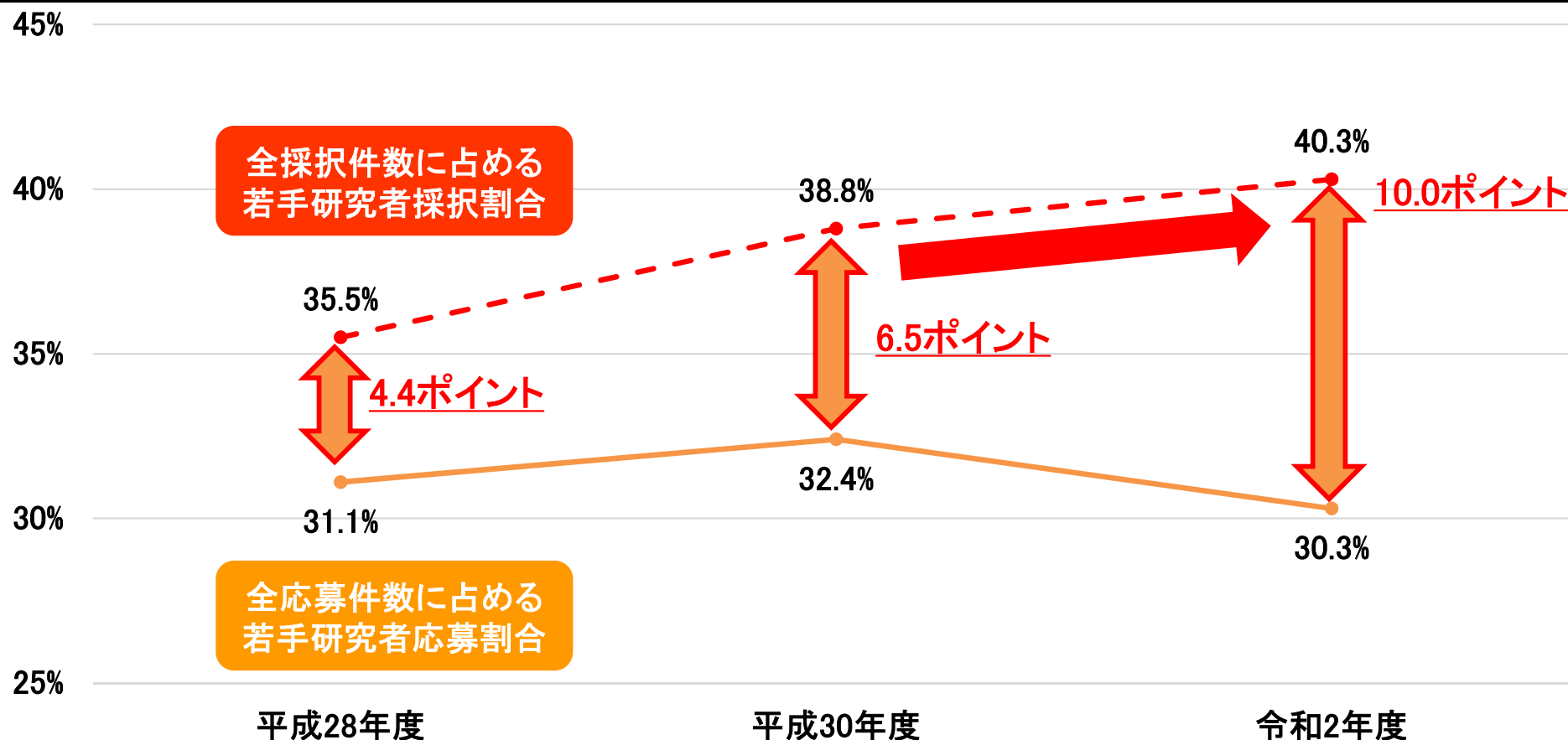
- (1-1) 次代の学術の担い手となる研究者（45歳以下の研究者）を領域代表者とすること
- (1-2) 計画研究は4課題程度とし、次代の学術の担い手となる研究者を研究代表者とする計画研究（総括班を除く）が複数含まれること
- (1-3) 公募研究は設けない
- (2) 5,000万円まで（1研究領域／年）

(3) 3年間



# 科研費における若手研究者への支援の重点的な強化

「統合イノベーション戦略2020」に掲げられた「**2023年度までに科研費における採択件数に占める若手研究者の比率が、応募件数に占める若手研究者の比率を10ポイント以上上回る**」目標達成に向けて、**若手研究者への支援の重点的な強化**を着実に実行



| 配分実績<br>(件)  | 平成28年度  |        | 平成30年度  |        | 令和2年度   |        |
|--------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|              | 応募件数    | 採択件数   | 応募件数    | 採択件数   | 応募件数    | 採択件数   |
| 若手研究者<br>(※) | 31,467  | 9,481  | 33,538  | 10,019 | 31,608  | 11,515 |
| 非若手研究者       | 69,767  | 17,195 | 70,134  | 15,777 | 72,551  | 17,055 |
| 合計(全体)       | 101,234 | 26,676 | 103,672 | 25,796 | 104,159 | 28,570 |

(※) “若手研究者”については、平成28、29年度は39歳以下の研究者を計上。平成30年度以降は、応募資格の変更に伴い「若手研究」の応募・採択者は若手研究者として計上するとともに、「若手研究」以外の種目は39歳以下の研究者を計上。

【参考】基盤種目の若手採択状況(過去3年平均)

| 種目          |       | 応募件数   | 採択件数   | 採択率   |
|-------------|-------|--------|--------|-------|
| 基盤研究<br>(A) | 39歳以下 | 93     | 24     | 25.8% |
|             | 全体    | 2,462  | 607    | 24.7% |
| 基盤研究<br>(B) | 39歳以下 | 1,609  | 497    | 30.9% |
|             | 全体    | 11,724 | 3,228  | 27.5% |
| 基盤研究<br>(C) | 39歳以下 | 4,573  | 1,839  | 40.2% |
|             | 全体    | 44,764 | 12,623 | 28.2% |

## 第2章 Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

### 2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

#### (1) 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

##### (c) 具体的な取組

〈若手研究者の挑戦を支援するキャリアパスの構築と創発的な研究の強化〉

#### ④ **基礎研究・学術研究の振興**

○学術研究による多様な知の創出・拡大に向け、基盤的経費をはじめとした機関の裁量で使用できる財源の確保・充実を図るとともに、**研究者のキャリアに応じた独創的、挑戦的な研究課題を支援する科学研究費助成事業（科研費）について、若手研究者支援、新興・融合研究や国際化の一層の推進、審査区分の見直しなど制度改善を不断に進めつつ、新規採択率30%を目指し、確保・充実を図る。**



科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において、**科研費制度について中長期的に検討すべきことを整理**し、「第6期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」(令和3年1月)を取りまとめた。

- 「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について(中間まとめ)」(令和2年6月)において、「2. 短期的に取組が求められること」として制度改善等の方向性を示していた事項の多くは、令和2年度及び3年度公募等に反映済みであるが、国際共同研究の改善・充実については、留意点を追記。
- 「3. 中長期的に検討すべきこと」として、今後の検討に当たっての留意点を付記。

## 2. 短期的に取組が求められること

### (3) 国際共同研究の改善・充実について

- ・科研費において、世界的に注目される国際的なネットワークの中で実施すべき研究の支援及び世界をリードし得る若手研究者を育成するための取組を一層充実する必要がある。
- ・コロナ禍における海外渡航の制限により、リモートでの国際共同研究が進むなど、国際共同研究の在り方も従来とは変わりつつある。様々な形態での国際共同研究に対応し得るよう、ニーズを適切に捉えて必要な支援を行うことが重要。

### 3. 中長期的に検討すべきこと

- 科研費は、第5期科学技術基本計画期間（平成28～令和2年度）において、審査システムの見直し、研究種目の見直し等、多くの抜本的な改革を行ってきた。第6期基本計画期間においては、これらの改革の進捗状況や結果等についての検証を進めることが求められる。
- 今後、研究DXの急速な進展に伴い、研究環境の改善や研究プロセスの効率化が期待されるとともに、新たな研究手法の進展等を通じ、様々な分野で研究の動向にも変化が起きると考えられる。研究を巡る様々な変化に留意し、予期せぬ事態が生じた場合にも対応し得る柔軟さをもって、更なる制度の改善・充実に努めることが期待される。

#### (1) 科研費において対象とする研究者の範囲と必要とされる金額設定

##### ①研究者の範囲について

- ・応募資格の要件見直しについては慎重に検討する必要がある。
- ・我が国の研究力強化のためには、実力ある研究者が安定的かつ十分な研究費を得られるよう、切れ目ない支援を実現することが不可欠。
- ・毎年10万件を超える応募がある状況に鑑みると、将来的には、科研費においてもPIを応募資格者とすることを検討する必要があるのではないか。

##### ②必要とされる金額設定について

- ・デュアルサポートの原則を維持した上で、「基盤研究（C）」を科研費の中でどのような研究費として位置付けるかが大きな課題。
- ・アンケート調査等により個人研究費の実態等を踏まえて検討すること、分野や研究方法によっても必要な経費が異なることに留意が必要。
- ・科研費の全種目「基金化」を引き続き推進すべき。

#### (2) 若手研究者支援の改善・充実

- ・実力ある中堅、シニア研究者が安定的かつ十分な研究費を確保できるようにすることは、若手研究者が研究機関において将来のキャリアを描く上でも重要。
- ・博士課程学生を含めた若手研究者支援の在り方については、様々な施策を俯瞰して検討する必要がある。

### 3. 中長期的に検討すべきこと（続き）

#### （3）新興・融合研究を推進するための制度の改善・充実

- ①「挑戦的研究（開拓・萌芽）」の審査に関すること、
- ②「挑戦的研究（開拓）」と「基盤研究（B）」との重複応募・受給制限の緩和について、
- ③「学術変革領域研究（A・B）」に関すること

は、いずれも令和2年度に制度の見直しや種目の創設をしたもの。更なる制度の改善・充実については、数回の応募動向や研究者のニーズを確認した上で行う必要がある。

#### （4）科研費における個人研究とグループ研究の在り方

- ・科研費は、研究者個人の自由な発想に基づく独創的・先駆的な学術研究を支援するため、個人の研究を支援することを基本とするものであるが、新興・融合領域の創成を目指すため、多様な研究グループによる有機的な連携を行う研究も「学術変革領域研究」により支援。
- ・検討にあたっては、近年の研究の進展の早さ、現代社会における課題の複雑さなどに適切に対応するため、国内外の研究者との連携が益々重要になってきている点も考慮する必要がある。

#### （5）戦略的創造研究推進事業等との連携

- ・実力ある研究者が必要な研究費を選択できるようにすることは重要。科研費と戦略事業等がそれぞれの制度の目的・対象の違いを明確にしつつ、連携を更に進めるため、資金配分機関同士の相互交流などを通じ、更なる情報提供や、両事業を熟知した審査委員の拡充などを検討する必要がある。

※詳しくは、文部科学省ホームページをご確認ください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/1413368\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/1413368_00003.htm)

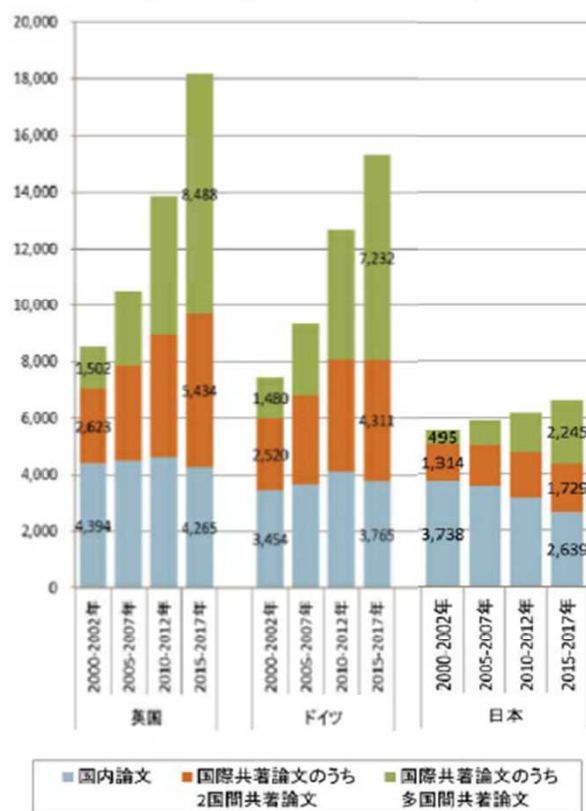


## (2) 研究の閉鎖性① 国際性の低さ

科学技術

- Top10%論文数の伸びにおける英・独と日本との差は、国際共著論文の伸びの停滞。
- 2017年10月のNature論文によると、研究のインパクトに相関があるのは、政府投資の規模ではなく、人材の国際流動性や国際共著により測定される国の「開放性」。日本の「開放性」は、主要先進国より低い。

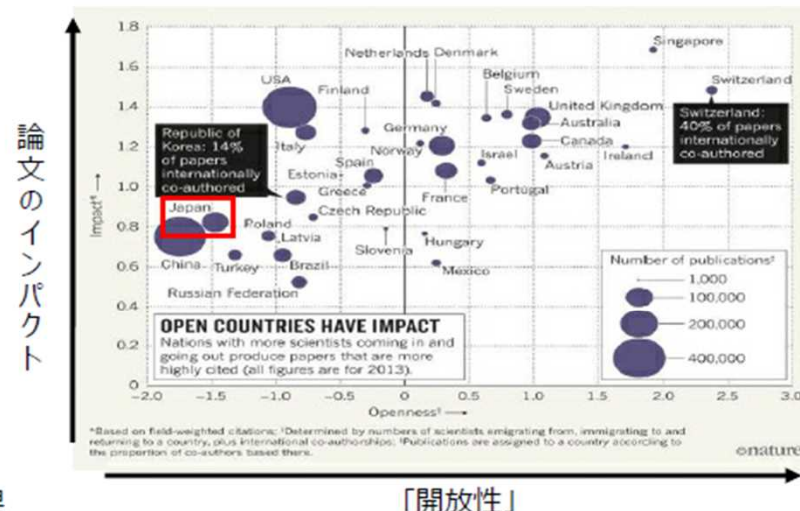
Top10%補正論文数の状況



(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所  
「科学研究のベンチマーキング2019」(2019年8月)

Nature Vol.550 “Open countries have strong science”

- 日本においては、2000年以降、論文産出と引用のインパクトが横ばいになっている。  
科学先進国において、**日本は最も国際性の「ない」国であり、このことがパフォーマンスが上がらない原因となっている可能性がある。**  
高度人材の流動性の無さが、言語の壁も含めて、妨げになっているのかもしれない。  
(出典) Wagner, C. S., Jonkers Koen, “Open countries have strong science”, October 5, 2017 Nature Vol.550

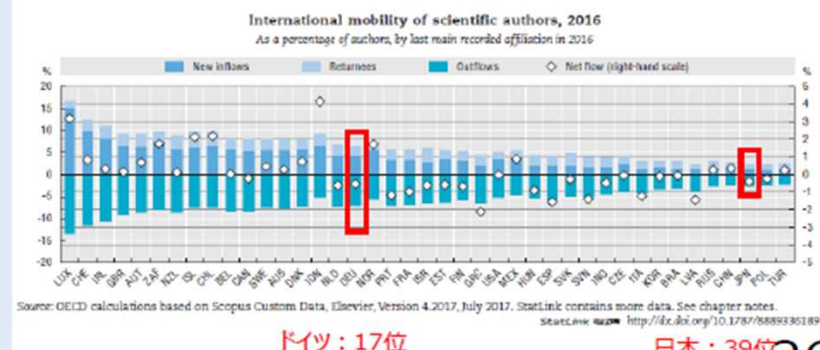


人材の国際流動性に関するOECD調査結果

- **日本の研究機関の人材国際流動性は、OECDのデータによれば、OECD諸国等41か国間の比較で、39位と極めて低い。**

例えば、17位のドイツは、論文著者のうち87%が連続する論文間で同じ国の機関に属しているが、日本はその割合が95%となっている。

(参照) OECD Science, Technology, and Industry Scoreboard 2017: The Digital Transformation



Source: OECD calculations based on Scopus Custom Data, Elsevier, Version 4.2017, July 2017. StatLink contains more data. See chapter notes.  
StatLink <http://dx.doi.org/10.1787/888933618916>

# 外国資金の受入について

## ＜参考1＞統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)(関連部分抜粋)

・外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件とし、政府資金が投入される研究を対象に透明性と説明責任を求めるとともに、虚偽申告等が判明した際の資金配分決定を取り消すなどの枠組みの具体策を検討し、所要の措置を講ずる。

## ＜参考2＞「第6期科学技術・イノベーション基本計画」答申素案(令和3年1月20日よりパブコメ中)

・研究活動の国際化、オープン化に伴い、利益相反、責務相反、科学技術情報等の流出等の懸念が顕在化しつつある状況を踏まえ、基礎研究と応用開発の違いに配慮しつつ、また、国際共同研究の重要性も考慮に入れながら、政府としての対応方針を検討し、2021年に競争的研究費の公募や外国企業との連携に係る指針等必要となるガイドライン等の整備を進める。特に研究者が有すべき研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の自律的確保を支援すべく、国内外の研究コミュニティとも連携して、2021年早期に、政府としての対応の方向性を定める。これらのガイドライン等については、各研究機関や研究資金配分機関等の取組状況を踏まえ、必要に応じて見直す。

## ＜参考3＞令和3年度科研費公募要領(抄)

### 1.研究費の応募・受け入れ等の状況

本欄は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかどうか」を判断する際に参照しますので、正確に記入してください。

・「(1)応募中の研究費」、「(2)受入予定の研究費」欄には、科研費のみならず他の競争的研究費(国外のものを含む)等についても入力してください。

※対象となる研究費の詳細(申請者用FAQより)

「競争的資金、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください」

## 2. 研究大学強化促進事業の予算案



背景・課題

- 国際的に見ると全体としての我が国の研究力は相対的に低下傾向。
- 研究者一人当たりの研究支援者数が、諸外国と比べて少ない。
- 教育研究体制が複雑化し、研究者が研究に没頭できない。

1. 大学等における研究戦略や知財管理等を担う研究マネジメント人材が必要。
2. 研究者が研究に専念できる集中的な研究環境改革が必要。

【政府文書における記載】

<日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)>

研究者が研究に没頭し、成果を出せるよう、研究大学強化促進事業等の施策を推進し、リサーチ・アドミニストレーター等の研究支援人材を着実に配置する。

<統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)>

- ・ マネジメント人材やU R A、エンジニア等のキャリアパスの確立(U R Aの認定制度等)
- ・ 優れた研究者等の雇用及び研究活動の継続等への支援に取り組む
- ・ 研究データ等の効果的・効率的な創出・共用・利活用環境の整備等、研究開発環境と研究手法のデジタル転換を推進する

事業成果の例

- Nature Index論文数  
34,169件(2009-2013)  
→ **36,518件(2014-2018)**
- EurekaAlert!Japanポータルサイト閲覧数  
約 13万回(2014)  
→ **約164万回(2018)**
- 機関あたり受託研究件数  
410件(2012)  
→ **596件(2017)**
- コンソーシアム形成による大学間連携  
URAのネットワーク・知見を活かし、高度専門人材活用、研究力分析、国際情報発信、異分野融合研究を推進

事業概要

【事業目的】

- 大学等における研究戦略や知財管理等を担う研究マネジメント人材(U R Aを含む)群の確保・活用や、集中的な研究環境改革を組み合わせた研究力強化の取組を支援し、世界水準の優れた研究活動を行う大学群の増強を目指す。

【事業スキーム】

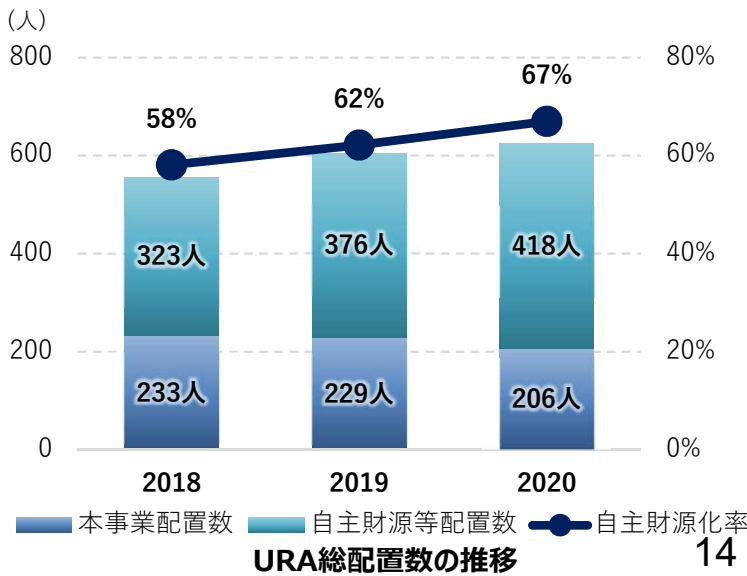
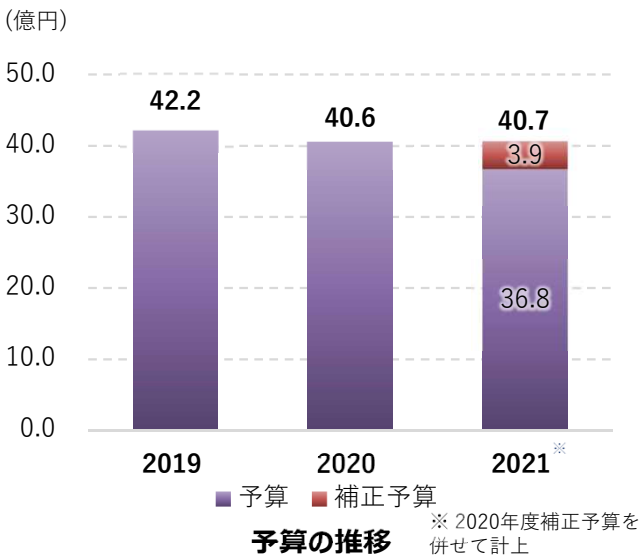
- 支援対象：大学及び大学共同利用機関法人(研究活動の指標及びヒアリング審査より選定)
- 支援規模：1～3億円程度 / 年×10年(2013年度～)
- 事業評価：学長経験者等で構成された委員会によるEBPMに基づく進捗管理

令和3年度予算(案)のポイント

大学の研究力の回復・加速のため、ポストコロナ社会を見据えたURAによる研究DXを推進

【支援対象機関(22機関)】

| 機関種           | 機 関 名                                                                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国立大学(17機関)    | 北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、電気通信大学、名古屋大学、豊橋技術科学大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、九州大学、熊本大学、奈良先端科学技術大学院大学 |
| 私立大学(2機関)     | 慶應義塾大学、早稲田大学                                                                                                |
| 大学共同利用機関(3機関) | 自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構                                                                          |



### 背景・課題

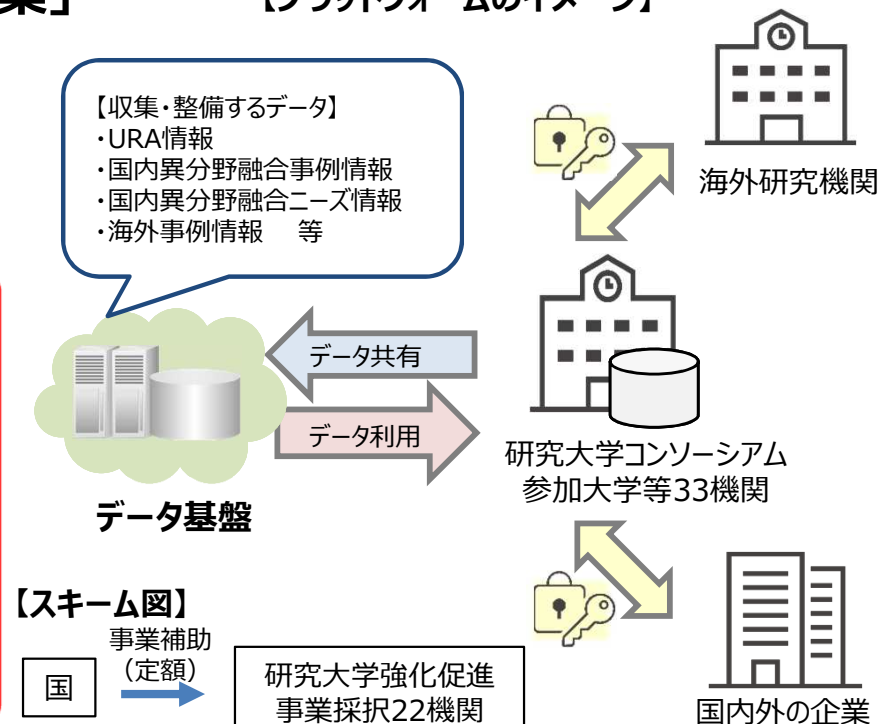
- 国内外の大学・企業と異分野融合・異分野連携・学際研究を進めるためには、研究者自身は専門を超えた連携を得意としないため、多様なスキル・知識・経験を有するURAによるマッチング活動が不可欠。
- しかし、コロナ禍により産学連携等収入減と産学連携活動の機会損失が発生。産学連携活動の一層の活性化が要請される中、高いセキュリティー環境を維持しつつ「新しい研究支援スタイル」に沿った活動がURAに求められている。
- 各大学で取組んでいる異分野融合は、必ずしも成功事例は多くなく、そのノウハウの蓄積も不十分。
- URA先進国の欧米各国においては、URAのためのデータ基盤の整備が進んでおり、我が国においても、早急に整備することで、共同研究の推進が可能になる。

→ **ポストコロナ時代の新しい未来を見据えた、研究DXを推進するURAのデータ基盤が必要**

## 「URAのための研究データ基盤の整備・構築」

- 我が国の研究力の中心となる大学等33機関で構成される「研究大学コンソーシアム(RUC)」で活用
- URA情報、異分野融合事例情報、新たな異分野融合のニーズ情報、海外事例情報を収集し、様々な角度から検索可能なシステムを構築
- 秘密保持契約した企業にもアクセスを認め、産学連携活動に活用可能

【プラットフォームのイメージ】



### 効果

- ✓ **研究者単独では開拓が難しい異分野融合・異分野連携を促進**
  - シーズレベルの情報も共有可能な、「新しい研究支援スタイル」に沿ったURAの研究DXを推進
  - 研究分野ごとの公開もしくは非公開の情報交換が可能な場を提供し、URAの研究支援活動を強力にサポート
  - 国内外のURA主導による異分野融合・産学連携のグッドプラクティス(成功事例)をエビデンスに基づき類型化し、新たな異分野融合の可能性を「見える化」
- ✓ **新たな共同研究の開拓・シーズ発掘を促進**
  - 機関単位でなく、研究分野の「面」として国際競争に挑戦可能

### URAの業務内容

#### 研究プロジェクトを支援 (プレアワード)

- プロジェクト企画立案
- 関係者等との折衝・調整
- 外部資金の獲得 など

#### 研究プロジェクト実施を支援 (ポストアワード)

- 進捗管理・予算管理
- 評価対応
- 報告書の作成 など

#### 研究を戦略的に支援 (研究戦略推進支援)

- 政策動向の調査・分析
- 研究力の調査・分析
- 研究戦略の策定 など

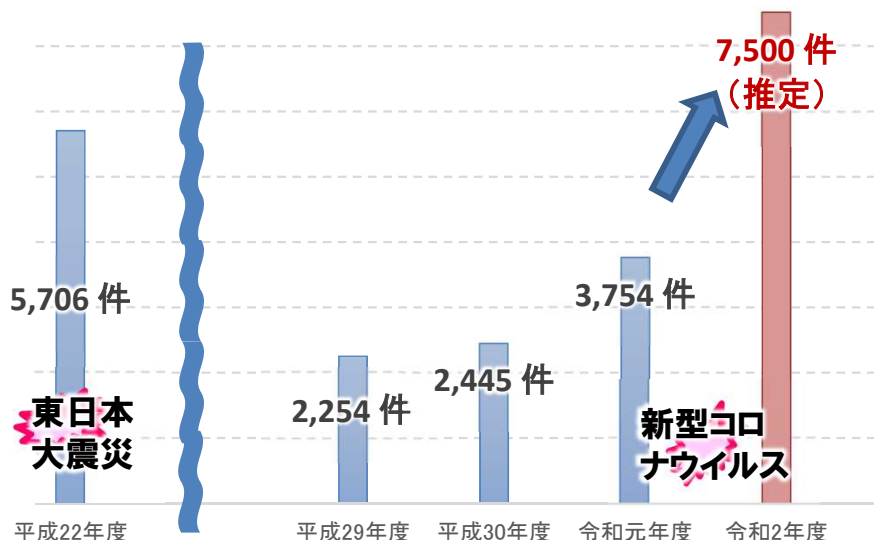
#### 研究を多面的に支援 (関連専門業務)

- 産学連携、国際連携
- 研究倫理・コンプライアンス
- 研究広報、安全管理 など

# 參考資料

# 令和2年度における科研費の繰越について

新型コロナウイルスの影響による繰越増加件数は、7,500件以上生じる恐れがあることから、研究現場(研究者・研究機関)の負担を最大限に軽減するため、繰越の簡素化を実施。



膨大な繰越事由を記入する方法から、繰越事由をパターン化し整理することで、研究者が記載しやすいよう、テンプレートを作成し、システム上で申請できるようにしています。

## 対応① 繰越通知文発出の早期化

研究者が安心して研究を行えるよう、科研費繰越手続きの案内文書を2ヶ月前倒し(10月)して発出。

## 対応② 科研費繰越様式の簡素化

記載内容を簡素化する。

- 繰越理由の詳細説明を省略する
- 記載事項の一部をテンプレ対応



【※詳しくは、日本学術振興会ホームページをご確認ください。】  
[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06\\_jsps\\_info/g\\_201021/index.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_201021/index.html)  
 (令和2年10月21日付け事務連絡)

| 事例                                               | 繰越事由                                 | 変更後の計画の記載例                                                         |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 新型コロナウイルスの影響により、共同実験・調査等実施が困難となった場合              |                                      | ①キ 計画に関する諸条件(研究協力者(機関)の事情)<br>協力機関の都合により、成果取りまとめに不可欠な実験実施が困難       |
| 新型コロナウイルスの影響により、予定していた研究協力者の協力を得ることが困難となった場合     |                                      | ①キ 計画に関する諸条件(研究協力者(機関)の事情)<br>代替不能な研究協力者の協力が困難                     |
| 新型コロナウイルスの影響により、資材の納品が遅れ、装置開発に遅延が生じた場合           | 設計段階で納品遅延が発生した場合<br>開発段階で納品遅延が発生した場合 | ⑥ エorオ 資材の入手難<br>①キ 計画に関する諸条件(装置の開発遅延)<br>業者の都合により資材の納品が遅れ、装置開発が遅延 |
| 新型コロナウイルスの影響により、実験等に使用する資材・試料・資料の入手が困難となった場合     |                                      | ⑥ エorオ 資材の入手難<br>業者の都合により実験の実施に必要な資材の入手が困難                         |
| 新型コロナウイルスの影響により、所属研究機関の研究活動指針等を踏まえ、研究計画に遅延が生じた場合 |                                      | ①キ 計画に関する諸条件(研究協力者(機関)の事情)<br>所属機関の方針により、成果取りまとめに不可欠な現地調査が困難       |
| 新型コロナウイルスの影響により、シンポジウム等の開催が中止・延期された場合            |                                      | ①キ シンポジウム等の事情<br>シンポジウム等の開催が延期となり、成果の取りまとめが困難                      |
| 新型コロナウイルスの影響により、会議等のイベントが延期した場合                  | 主催者の場合                               | ①エ 計画の変更<br>会議が延期となり、成果の取りまとめが困難                                   |
|                                                  | 参加者の場合                               | ①キ 計画に関する諸条件(研究協力者(機関)の事情)                                         |
| 新型コロナウイルスの影響により、予定していた海外への現地調査等が困難となった場合         | 渡航先が入国制限措置及び入国後の行動制限を行っている等の場合       | ⑧ 相手国の事情<br>相手国の事情により、成果の取りまとめに不可欠な現地調査が困難                         |
|                                                  | 調査先の研究協力者(機関)の事情による場合                | ①キ 計画に関する諸条件(研究協力者(機関)の事情)<br>協力機関の都合により、成果取りまとめに不可欠な現地調査が困難       |
| 新型コロナウイルスの影響により、上記以外の事由が発生した場合                   |                                      | ①エ 計画の変更<br>〇〇〇〇により、△△△が困難                                         |

# 科研費（基金分）の補助事業期間の延長の特例について

- 科研費（基金分）については、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合、日本学術振興会に申請し承認を得て、1年度に限り補助事業期間の延長を認めている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により本年度も研究活動への様々な支障が生じていることを考慮し、令和元年度に令和2年度までの延長が承認された課題について、令和3年度までの延長を認める。

## 【補助事業期間の延長の対象となる研究課題（令和2年度）】

- ・令和2年度が補助事業期間の最終年度となる研究課題  
→例年と同じ取扱い（F-14様式の提出）
- ・令和元年度が補助事業期間の最終年度で、令和2年度に延長した研究課題  
→令和2年度の特例。
  - ・本取扱いに係る手続きについては、通常の補助事業期間の延長手続きに準じることとし、詳細については、通常の補助事業期間の延長に係る手続きと併せ、令和3(2021)年1月に日本学術振興会より連絡しました。

【※詳しくは、日本学術振興会ホームページをご覧ください。】

[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06\\_jsps\\_info/g\\_201022\\_2/data/tsuchi.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_201022_2/data/tsuchi.pdf)

（令和2年10月22日付け事務連絡）

[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06\\_jsps\\_info/g\\_210115\\_2/index.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_210115_2/index.html)

（令和3年1月15日付け事務連絡）



「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日)等に基づくもの

## 1. 科研費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について

- 科研費被雇用者の若手研究者(※)のうち下記の条件を満たしている者は、各研究機関における必要な手続を経た上で、**雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等を行うことが可能**です。
  - この場合には、新たに科研費の研究代表者として応募することができるほか、研究分担者になることもできます。
    - (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
    - (2) 研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
    - (3) 研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(雇用元の科研費の研究課題に従事するエフォートの20%を上限とする)
- (※) 各年度4月1日時点において「40歳未満」又は「博士の学位取得後8年未満」の者であって、研究活動を行うことを職務に含む者。なお、科研費に応募する場合は、科研費の応募資格を満たすことが必要。

(従前)  
自発的な研究活動等の実施には、雇用されているプロジェクト以外の雇用財源を確保することが必要



(令和2(2020)年4月～)  
所属研究機関の承認が得られれば、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつエフォートの一部(上限20%)を自発的な研究活動等に充当可能

若手研究者の  
育成・確保

**科研費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施が可能に**

## バイアウト実施の流れ(イメージ)

### ① 研究機関がバイアウトに係る規程等を整備

研究機関は、バイアウト制度の導入に当たり必要な事項を定め、バイアウトの実施環境を整える。  
例) 申請方法、バイアウトが可能な業務内容、バイアウトの際に研究者が支払う金額設定、代替要員の確保方法 等

### ② 規程等に基づき、希望する研究者から研究機関に申請

バイアウトを希望する研究者は、研究機関の規程等に基づき、代行を希望する業務等を明らかにした上で申請を行う。

### ③ 申請に基づき、研究機関と研究者間で合意

研究機関と研究者間で、バイアウト対象の業務内容・期間、バイアウトにかかる費用等を決定する。

### ④ 決定に基づき、代行の実施・経費支払い

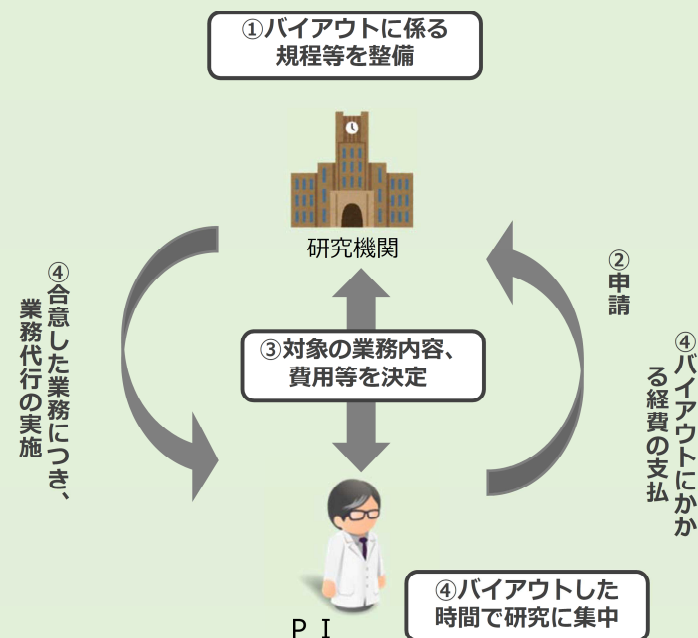
- 研究機関は、研究者に対して対象業務の代行を認め、必要な要員の確保等を行い、業務の代行を実施する。
- 研究者は、バイアウトした時間を研究活動に充て、研究成果の最大化を目指すとともに、研究機関に対してバイアウトにかかる経費を支払う。

### ➤ バイアウト経費支出が可能な業務

- 所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた  
① 研究活動、② 組織の管理運営事務 を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務  
(例) 教育活動(授業等の実施・準備、学生への指導等)  
診療活動  
研究成果普及活動 等

※ 研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務に限ることとする。

### ➤ イメージ図



# 研究費の不正使用防止について

## ○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正

これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**研究費不正を起こさない、起こさせない組織風土を形成**するためにガイドラインの改正を行いました。

### 改正のポイント

- ✓ **ガバナンスの強化** …最高管理責任者のリーダーシップ、**監事の役割**の明確化
- ✓ **意識改革** …不正防止意識の向上と浸透を図る**啓発活動**の実施
- ✓ **不正防止システムの強化**…専門的知識を有する者の活用による**内部監査の質の向上**

## ○改正ガイドラインを踏まえた再点検

今回のガイドライン改正に際し、令和3年度を「**不正防止対策強化年度**」と位置付けています。

既に不正防止に取り組んでいる機関においても、この機会に**新たなガイドラインの内容を踏まえた再点検**を行うとともに、**不正防止の取組が機関の隅々まで浸透するよう周知**いただき、体制の整備とより実効的な取組を一層推進していただくようお願いします。

## ○最近の不正使用の傾向

傾向① 旅費の支給手続きにおける不正(虚偽請求、二重請求、カラ出張)

- ➡先方負担旅費の有無の確認や**出張事実の確認**(精算時の書類確認、内部監査時のヒアリング等)が重要
- ※コーポレートカードの活用や旅行業者への業務委託等、**研究者が支払いに関与する必要のない仕組み**が望ましい。

傾向② 学生への謝金・給与における不正(カラ謝金、カラ給与)

- ➡**日々の作業実態の確認を研究室任せにしない**こと、学生に基本的なルール・相談窓口を周知することが重要

文科省HPを  
御参照ください

### 【研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/08122501.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm)

### 【研究機関における不正使用事案について】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364866.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364866.htm)

# 研究活動における不正行為への対応について

## 研究活動における不正行為

### <特定不正行為の定義>

**故意**または**研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った**ことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の**捏造、改ざん及び盗用**

## 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月 文部科学大臣決定）

### 研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わるよう対応を強化

- ①組織としての責任体制を確立するため、ガイドラインに基づく規程や体制の整備・公表
- ②**研究倫理教育の実施**や一定期間の**研究データの保存・開示の義務づけ**

これらの不備が確認された場合は、研究機関に対して、管理条件の付与や間接経費の削減等を実施

## 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成30年12月14日公布）

### 「研究開発等の公正性の確保等」について規定。（第24条の2）

- ①研究者等は、研究開発等の公正性の確保について第一義的責任を有し、研究開発等に係る倫理に関し知識と理解を深めること等を通じて研究開発等の公正かつ適正な実施に努める
- ②研究開発機関は、所属する研究者等が研究開発等に係る倫理に関する知識と理解を深めるために必要な取組を実施するとともに、研究開発等に係る不正行為について客観的な根拠に基づき適切に対処するよう努める

## 科研費の配分を受ける際に必要な事項

### 研究機関

- ガイドラインに基づき、**規程や体制等の整備**
- チェックリストの提出（毎年度）
- 研究倫理教育の実施**及び受講状況の把握
- 研究不正が生じた際の適切な対応

等

### 研究者

- 研究倫理教育の受講**（①または②を**交付申請前までに**）
  - ①研究倫理教育に関する教材の通読・履修  
(Green Book、eL CoRE、eAPRIN 等)
  - ②研究機関が実施する研究倫理教育
- 研究遂行上配慮すべき事項についての確認**